

手帳の交付

身体障害者手帳

地域福祉課地域福祉係

身体障害者福祉法による援助や、各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。申請は市役所7番福祉窓口、手帳に関する交付決定は北海道が行います。有期限の場合は、再認定申請が必要です。また、障がいの状態が変わった場合や、別の障がいに加わる場合などには、再交付申請が必要です。

◇申請に必要なもの

身体障害者手帳交付申請書、指定医師の診断書・意見書

写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

◇再交付申請に必要なもの

＜紛失・破損の場合＞

身体障害者手帳再交付申請書、身体障害者手帳(破損の場合のみ)

写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

＜障がい程度が変化した場合、または他に障がいが生じた場合＞

身体障害者手帳再交付申請書、指定医師の診断書・意見書

身体障害者手帳、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

個人番号（マイナンバー）のわかるもの

◇居住地、氏名が変わった場合に必要なもの

＜市内での転居、氏名の変更の場合＞

身体障害者手帳関係届出書、身体障害者手帳

個人番号（マイナンバー）のわかるもの

＜市外へ転出する場合＞

転出先の市町村の福祉窓口へ届出をしてください。

◇手帳の返還に必要なもの

手帳の交付を受けた方が障がい者ではなくなった場合、または死亡した場合は手帳を返還してください。

身体障害者手帳関係届出書、身体障害者手帳、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

知的障がいのある方が福祉制度のサービスを受けるために必要な手帳です。

18歳未満の方は児童相談所(個人で予約)、18歳以上の方は心身障害者総合相談所(市役所を通して予約)での判定を受けてからの申請となります。なお、障がいの状態を確認するために、数年おきに判定が必要となる場合があります。

◇申請に必要なもの

療育手帳交付申請書、写真（たて4cm×よこ3cm） 1枚、印鑑

◇手帳の返還に必要なもの

手帳の交付を受けた方が障がい者ではなくなった場合、または死亡した場合は手帳の返還をしてください。

療育手帳

※手帳の交付を受けた後に手帳の記載事項に変更があった場合は、必ず届出を行ってください。

精神障がいのある方が福祉制度のサービスを受けるために必要な手帳です。申請は市役所7番福祉窓口、手帳に関する交付決定は北海道が行います。有効期間は2年間で、有効期限の3か月前から更新の手続きができます。

◇申請に必要なもの（更新申請の場合も同様です）

障害者手帳申請書、写真（たて4cm×よこ3cm） 1枚

個人番号（マイナンバー）のわかるもの

①、②のいずれか

① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

② 障害年金を受給している方

障害年金証書の写し、障害年金振込通知書のはがき、同意書

◇居住地、氏名が変わった場合に必要なもの

＜市内での転居、氏名の変更の場合＞

障害者手帳記載事項変更届、精神障害者保健福祉手帳

個人番号（マイナンバー）のわかるもの

＜市外転出する場合＞

転出先の市町村の福祉窓口へ届出をしてください。

※手帳の交付を受けた方が障がい者ではなくなった場合、または死亡した場合は手帳を返還してください。